

令和4年亀岡市議会定例会6月議会  
提 案 理 由 説 明 書

令和4年6月6日

本日ここに、令和4年亀岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、6月議会に提案いたしております報告並びに議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

報告第1号から報告第3号につきましては、いずれも地方自治法第179条の規定により専決処分したのものについて、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました内容について御説明を申し上げます。報告第1号の一般会計補正予算（第1号）は、3億4,520万円を追加し、予算総額を386億5,620万円としたものでございます。

その内容は、民生費において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対する経済的支援のため、1世帯あたり10万円を給付する経費として、生活困窮者自立支援事業経費に2億1,000万円を計上し、低所得の子育て世帯を支援するため、子ども1人あたり5万円を給付する経費として、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業経費に1億3,520万円を計上しております。

この財源につきましては、全額を国庫支出金の特定財源で措置いたしております。

報告第2号の市税条例等の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、やむを得ず専決処分したも

のでございます。その主な内容は、土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%にすること、また、住宅ローン控除の適用期限延長措置の対象者について、所得税額から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除すること等の改正を行ったものであります。

報告第3号の国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うため所要の規定整備を行ったものであります。

続きまして、第1号議案の一般会計補正予算（第2号）は、24億3,060万円を追加し、予算総額を410億8,680万円とするものでございます。

その主な内容は、総務費におきましては、デジタル窓口を整備する経費として、電算管理経費に1,767万円を計上し、過年度国庫支出金の精算に係る返納金として、過年度還付金に2億4,340万円を計上しております。またコロナ禍における原油価格や物価高騰に対応する緊急対策として、外国人に対する支援や市内交通事業者への支援にともなう経費を計上しております。

民生費におきましては、長引くコロナ禍において生活に困窮される

方々を支援するための経費として、生活困窮者自立支援事業経費に6,000万円を計上しております。また、東部文化センターの老朽化した空調設備を更新し、快適な施設環境の維持を図るための経費として、地域振興事業費に4,426万円を計上しております。そして新型コロナウイルス感染症対策として、保育所やこども園などにおける感染防止に係る経費などを保育所運営事務経費、特別保育事業経費、公立保育所等施設運営経費に総額3,224万円を計上しております。

衛生費におきましては、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための経費として、2億4,294万円を計上しております。

農林水産業費におきましては、鶏卵の安定的供給体制を確保するために鶏卵処理施設の整備を支援する経費や、飼料価格の高騰により影響を受ける亀岡牛肥育農家への支援に要する経費などを、畜産振興関係経費に8億6,478万円を計上しております。

商工費におきましては、原油価格や物価の高騰に対する緊急対策として、市民生活を支援し、地域経済を後押しするために、市内の対象店舗で利用できる割引クーポンの発行事業第4弾に要する経費を商工業振興対策経費に1億6,797万円を計上しております。また、市内観光業を支援し、観光需要の喚起等を目的として観光推進経費に2,100万円を計上しております。

土木費におきましては、亀岡運動公園競技場照明設備新設事業や道路整備など、社会資本整備に伴う補助事業の採択にともない増額する経費を、それぞれ道路新設改良事業費、橋梁維持経費、街路事業費及び公園緑地整備事業費に計上しております。

消防費におきましては、地域防災力の向上を図るため耐震性貯水槽を整備する経費として、消防施設整備事業費に1,910万円を計上しております。

さらに、教育費におきましては、小学校の給食原材料等の高騰に対応するための経費を、給食センター管理経費に2,397万円を計上しております。また、文化資料館が所有する文化財等のデジタルコンテンツ化などの経費を「亀岡市デジタル文化資料館（仮称）」構築事業に2億円を計上しております。

その他、補助金等の財源を確保した事務事業経費等をはじめとしまして、効果的な事業の執行を推進するため、所要の経費を補正するものがございます。詳細につきましては、それぞれの御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げることといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、繰入金、市債等の特定財源と繰越金の一般財源で措置いたしております。

第2号議案の病院事業会計補正予算は、損害賠償請求事件に係る損害賠償金などの経費として、所要額3,596万円を追加するものがございます。

います。

第3号議案の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正は、京都府開発審査会付議基準に規定する災害危険区域等からの建築物等の移転及び既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築に係る開発許可手続の迅速化及び簡素化を図るため、当該規定を条例に移行するものでございます。

第4号議案の財産区有財産の処分につきましては、亀岡財産区が所有しています亀岡市森林組合所有の建物の敷地を含む周辺の底地について、同組合に売却しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第5号議案の和解に係る損害賠償額の決定につきましては、市立病院における医療行為に対する訴えについて、裁判所から示された和解案を受け入れ、損害賠償額を決定することについて、亀岡市病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。